

杵築市国土強靱化地域計画（概要）

計画策定の趣旨・位置づけ

（1）計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に防災・減災に資する国土強靱化基本法が施行され、翌年には国土強靱化基本計画が閣議決定され、具体的な取り組みが始まりました。

本市においても、近年ますます激甚化する自然災害や南海トラフ巨大地震における大規模な津波被害等に対して、市民の生命・身体・財産を守り、社会・経済への致命的な被害を回避し、迅速な復旧・復興に資する強靱な地域づくりを推進するため「杵築市国土強靱化地域計画」を策定しました。

（2）計画の位置づけ

本計画は、地域強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市における本計画以外の計画等の地域強靱化に関する指針となるものです。

（3）計画期間

2021 年度から 2025 年度までとし、その後の本計画の見直し期間は 5 年とする。

基本的な考え方

国土強靱化に取り組むにあたっての目標は、国・県の強靱化計画を踏まえ、次のとおりとします。

《基本目標》

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

《事前に備えるべき目標》

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標を設定し、強靱化を実現するために必要な事項を明らかにするため、8つの「事前に備えるべき目標」と27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資の供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、避難生活による健康状態の悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による企業の生産力の低下
		5-2	基幹的陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流等への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通網の長期間にわたる分断、機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺
		7-3	農地・森林等の荒廃やため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

リスクシナリオごとに脆弱性の評価を実施しました。

(1) 直接死を最大限防ぐ

- ・建物の耐震化
- ・避難訓練・防災意識の向上
- ・排水施設等の整備・維持管理
- ・土砂災害ハザードマップ等の作成 ほか

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

- ・給排水施設の整備・給水体制の確立
- ・備蓄食料等の確保・管理
- ・橋梁・道路の維持管理
- ・消防団、防災士協議会、ボランティアとの連携・協力体制
- ・支援受入れ体制の整備 ほか

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

- ・施設（市が管理する建物）の維持管理
- ・業務継続計画（BCP）の改訂 ほか

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

- ・防災ラジオ等の整備、維持管理及び有効活用
- ・連絡手段の確保 ほか

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

- ・官民の連携・役割分担による防護機能の強化
- ・企業版業務継続計画（BCP）の策定推進 ほか

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

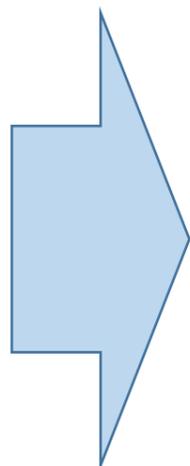
- ・関係機関、関連企業との協定締結
- ・排水施設等の整備・維持管理 ほか

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

- ・住宅密集地における大規模火災の防止
- ・有害物質の大規模拡散・流出対応 ほか

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- ・災害廃棄物対策
- ・民間企業との協力体制 ほか



強靱化の推進方針

リスクシナリオを回避するための施策の分野として、6つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定し、その施策分野ごとに強靱化の推進方針を定めました。

【個別施策分野】

①行政機能・警察・消防等

- ・災害対策本部の機能確保
- ・消防機能の強化
- ・消防団・防災士協議会・ボランティアとの連携強化
- ・支援受入れ体制の整備
- ・他の自治体との連携強化 ほか

②住宅・都市・環境・地域

- ・建物の耐震化
- ・家具の転倒防止
- ・老朽危険空き家対策
- ・避難路等の整備
- ・給排水施設の整備・給水体制の確立 ほか

③保健医療・福祉・教育

- ・医療連携、ICTの検討
- ・要配慮者の避難支援
- ・避難訓練・防災意識の向上 ほか

④情報・産業・エネルギー

- ・防災ラジオ等の整備、維持管理及び有効活用
- ・ネットワークの整備
- ・企業版業務継続計画（BCP）の策定推進 ほか

⑤交通・物流・国土保全

- ・橋梁・道路の維持管理
- ・災害危険予想地域等の状況確認
- ・河川氾濫の防止
- ・高速道路の維持 ほか

⑥農林水産

- ・農地・農業用施設の保全、強化
- ・森林の保全
- ・有害物質の大規模拡散・流出対応
- ・ため池・ダム等の維持管理 ほか

【横断的分野】

A リスクコミュニケーション・防災教育

- ・関係機関・関連企業との協定締結
- ・消防団・防災士協議会・ボランティアとの連携強化
- ・職員の防災意識向上
- ・救命講習の啓発 ほか

B 地域の生活機能維持

- ・住宅密集地における大規模火災の防止
- ・備蓄食料等の確保・管理
- ・災害廃棄物対策
- ・ネットワークの整備 ほか

C 老朽化対策

- ・建物の耐震化
- ・橋梁・道路の維持管理
- ・排水施設等の整備・維持管理
- ・施設（市が管理する建物）の維持管理 ほか